

民泊ビジネスの法的留意点

～民泊新法施行間近！

民泊ビジネスに乗り遅れないために知っておくべき法的留意点～

講師 ^{しばのともお}
柴野相雄氏

TMI 総合法律事務所
パートナー弁護士

講師 ^{はたえたかし}
波多江崇氏

TMI 総合法律事務所
弁護士

講師 ^{かんのゆうと}
菅野邑斗氏

TMI 総合法律事務所
弁護士

日時 平成30年3月28日(水) 午後2時00分～午後5時00分

2020年開催予定の東京オリンピックに向け、そして地方創生の切り札として、近時、民泊ビジネスに関するニュースが巷を賑わしております。政府は、旅館やホテルに関して従来から存在している旅館業法とは別の法制度として、住宅宿泊事業法(いわゆる民泊新法)を制定し、民泊新法は、2017年6月16日に公布、公布から1年以内に施行(現在のところ、2018年6月15日を想定)される予定となっております。

このような民泊新法施行前にもかかわらず、民泊ビジネスは、既に待ったなしの様相を呈し、宿泊・旅行業界、観光業界、不動産業界のみならず、警備その他のサービス業界、保険業界、人材派遣業界、さらには人工知能を用いたプラットフォームなどのIT業界など、様々な業界のステークホルダーを巻き込んだ一大産業へと発展し、異業種業界からの関心も集めております。

そこで本セミナーでは、業界を問わず、民泊ビジネスに興味をお持ちの企業様やこれから何らかのかたちで参入をご検討されている企業様向けに、民泊ビジネスと周辺・関連ビジネスをご紹介すると共に、それに関するトラブル事例の紹介、そして、これらに関する法規制と将来の法的対応方法について、2017年12月26日に公表されたばかりのガイドラインも踏まえ、解説いたします。

I 民泊ビジネスの概要

- 1 民泊とは
- 2 民泊サービスのステークホルダー

II 民泊新法

- 1 民泊新法の制定経緯
- 2 住宅宿泊事業とは
- 3 住宅宿泊事業者の各種義務
- 4 住宅宿泊管理業者の各種義務
- 5 住宅宿泊仲介業者の各種義務

III その他民泊に係る法令改正等の動き

IV 民泊関連ビジネス

V 民泊ビジネスとトラブル等

- 1 私法上の問題
 - (1) 住宅宿泊事業者・住宅宿泊管理業者の責任
 - (2) プラットフォーマー(住宅宿泊仲介業者等)の責任
- 2 公法上の問題
 - (1) 保険業法 (2) 警備業法 (3) 宅建業法 (4) IT関連諸法

VI 質疑応答

【柴野相雄氏】2002年弁護士登録、TMI 総合法律事務所勤務。2010年米国ワシントン大学ロースクール(知的財産法コース)卒業、同年サンフランシスコのモルガン・ルイス&パッキアス法律事務所勤務。2011年TMI 総合法律事務所復帰。2014年パートナー就任。知的財産法、Eコマース関連法、情報の保護に関する法分野を専門としており、IT、インターネット、広告、メディア、エンタテインメントビジネスに関する裁判、仲裁および法律相談を多く扱う。

【波多江崇氏】2006年弁護士登録、TMI 総合法律事務所勤務。2014年米国ペンシルバニア大学ロースクール卒業、同年サンフランシスコのモルガン・ルイス&パッキアス法律事務所勤務。訴訟・紛争解決・交渉全般、IT関連法、知財、プライバシー(個人情報保護法)、AI・ロボット法等テクノロジーと法・政策、一般企業法務等を取り扱う。

【菅野邑斗氏】2015年弁護士登録、TMI 総合法律事務所勤務。民泊・カーシェアリング等のいわゆるシェアリングエコノミー案件のほか、倒産処理、IT、一般企業法務等を多く扱う。近時な主な論文として、「民泊サービスの現状」(TMI Associates Newsletter Vol.30)、「シェアリングエコノミーにおけるプラットフォームの私法上の責任」(同前)、「シェアリングエコノミー普及に伴う兼業・副業規制の展望」(TMI Associates Newsletter Vol.32)等がある。

※録音・ビデオ撮影はご遠慮下さい。

■主催 **経営調査研究会**
■後援 **金融財務研究会**
http://www.kinyu.co.jp

Facebook : <http://www.facebook.com/keichoken>

Twitter : <https://twitter.com/#!/keichoken>

Blog : <http://keichoken.blogspot.com/>



開催日

平成30年3月28日(水)
14:00~17:00

会場

茅場町・グリーンヒルビル
金融財務研究会本社 セミナールーム
東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8
TEL 03-5651-2030
地下鉄東西線・日比谷線 茅場町駅
6番出口より徒歩1分
(開場は開演の30分前です。)

参加費

1名につき34,600円
(消費税、参考資料を含む)

1社2名以上同時に参加お申込みいただいた場合、お2人目から1名につき29,000円。追加申込みの場合はその旨ご記入下さい。

申込先

経営調査研究会 ホームページ <http://www.kinyu.co.jp/>
〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8 グリーンヒルビル
TEL 03-5651-2033 FAX 03-5695-8005

申込方法

ファックス又は郵便にて参加申込書をお送り下さい。上記ホームページの申込欄からもお申しいただけます。折り返し、受講証と請求書を郵送致します。参加費は下記の普通預金口座に開催日前日までにお振込み下さい。(但し経理の都合等で間に合わない場合は、ご連絡いただければお待ちいたします。)参加費の払戻しは致しませんので申し込まれた方がご都合の悪い時は代理の方がご出席下さい。又当日ご参加になれなかった場合、当社および金融財務研究会主催の他のセミナーに無料でご出席いただけます。(但し新しいセミナーの参加費との差額が2,000円以上の時は差額をお支払いいただきます。また、振替は1年以内にお問い合わせいたします。)ご記入いただきました個人情報、当社および関係会社の受講者名簿の整備や今後開催されるセミナーのご案内等に使用します。

振込口座

普通預金 口座名 (株)経営調査研究会

三菱東京UFJ銀行 八重洲通支店 0602180 三井住友銀行 東京中央支店 3207281
みずほ銀行 京橋支店 1813877 三菱UFJ信託銀行 日本橋支店 1979947

----- 切らずにこのままお送り下さい -----

民泊ビジネスの法的留意点
3/28

◆参加申込書◆

FAX 03-5695-8005

平成30年 月 日

| | | | |
|--------------------|----------------------|-------------|------------|
| ご連絡・講師へのご質問等ご記入下さい | 会社名 | TEL FAX | |
| | 所在地 | E-Mail 〒 | |
| | 参加者ご氏名 | 部課名 | |
| | 〃 | 〃 | |
| | 〃 | 〃 | |
| | 〃 | 〃 | |
| | 書類送付先 (同上の場合記入不要) | ご担当者 TEL | 部課名 FAX |

*セミナーコード 0577 (Law-300577)

お申込の翌日には「受講証・請求書」を発送しておりますが、お手元に届かない場合は、弊社までご連絡下さい。